

令和6年度指定採水員指定講習会 アンケート結果

2025(令和7)年3月31日

一般社団法人栃木県浄化槽協会

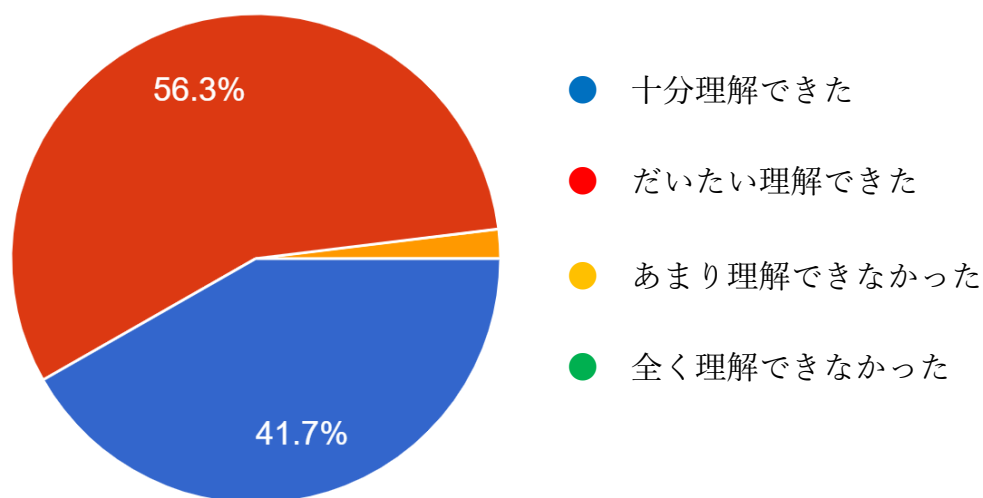
日 時 2025(令和7)年2月18日(火)10:00~12:00

場 所 栃木県青年会館「コンセーレ」大ホール

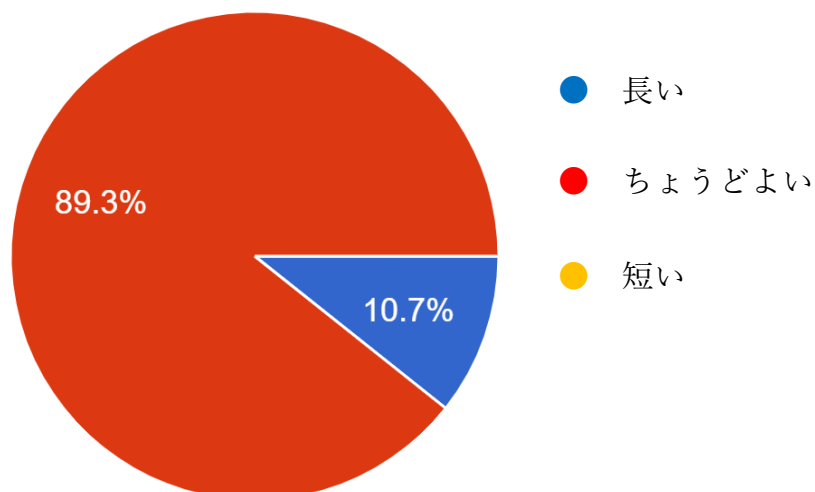
参加人数 133名

アンケート回答 103名(回収率:77.4%)

【設問1】講習内容について、該当するもの1つに○を付けてください。



【設問2】研修時間について、該当するもの1つに○を付けてください。



【設問3】その他、講習会の中でより詳細に説明してほしい内容や質問、ご意見、ご要望などありましたら、ご記入ください。

(問題集について)

- ・ 今回からの試みである問題集を用いた講習会は非常に良いと思うので、今後も続けてほしいと思う。
- ・ 問題集は良かったです。
- ・ 問題集の回答を、紙でもらえると助かります。
- ・ 問題集の答え合わせの際、スライドで表示されているが、文字が細かいので見づらい。もう少し大きくするか、1問ずつの表記にしてほしい。

(テキストについて)

- ・ 最新版を管理するため、テキストが何年何月発行の第何版であるかを表記してほしい。

(講習内容について)

- ・ 新規と更新で講習内容を変えてほしい。(新規にあった内容、更新にあった内容)
- ・ 採水の仕方や実際の試料など、写真だけでなくモデルケースがあるとより分かりやすいです。

(開催頻度・方法について)

- ・ 指定採水員指定講習会の開催回数を増やしてほしい。
- ・ 年に何回かに分けて実施して欲しいです。
- ・ なぜ年に1回しか行わないのか？
- ・ 更新の場合は、Zoomを選択できるようにして頂きたい。
- ・ オンライン講習にしてください。

(その他)

- ・ スタート時間をもう少し早くして頂きたいです。
- ・ 研修時間は良いが、終わり時間がもう少し早い方が助かります。(12時ピッタリはつらい。12時過ぎている。)
- ・ 講師の話が聞き取りにくかった。
- ・ 会場の後ろにいる係の人の話し声や部屋の出入り、物音が頻繁でうるさかった。

【設問４】研修内容に関する質問がありましたら、ご記入ください。

① 浄化槽関係法令の体系について等（講師：栃木県環境保全課）

Q1. イ・ロ・ハ判定を客先に話しをしたが、あまり伝わらないので、市・町・県より強く指導してもらいたい。

A1. 法定検査の結果が不適正となったときには、市町による改善指導を行っています。

Q2. 11条検査は前回実施より１年以内と思いますが、前回検査日より丁度１年以内？ 西暦ベースで考える、年度ベースで考えるのいずれでしょうか？

A2. 浄化槽法第11条前段では、「浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年１回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない」と規定されており、明確な決まりはありませんが、維持管理状況を確認するためにも概ね前年と同時期に実施されています。

Q3. 休止届を届け出るのは市役所（町役場）の浄化槽担当課で良いのでしょうか？

A3. お見込みのとおりです。

Q4. 使用休止の条件は？

A4. 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用の休止に当たって当該浄化槽の清掃をしたときは、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の使用の休止について都道府県知事に届け出ることができます（浄化槽法第11条の２第１項）。なお、栃木県では、届出に関する事務の権限を市町へ委譲しているため、手続きが必要なときは提出先の市町浄化槽担当課へお問い合わせください。

Q5. 休止届出制度の概要「休止及び使用再開の前後で…」の前後とは具体的にどれくらいですか？

A5. 休止についてはQ4のとおりです。また、使用再開については、浄化槽管理者は、法第10条第１項の規定による最初の保守点検を、浄化槽の使用開始の直前に行うもの（浄化槽法施行規則第5条第１項）とされています。
なお、栃木県では、届出に関する事務の権限を市町へ委譲しているため、手続きが必要なときは提出先の市町浄化槽担当課へお問い合わせください。

Q6. 浄化槽の使用休止届を受理した後に、休止している状態をどう確認しますか？ 休止中に使用があった場合の罰則はありますか？ 無しの場合、管理料金等を避けるために、休止届を出して使用する事例が多発するのでは？

A6. 休止の情報は市町が台帳により管理しています。なお、浄化槽法第68条により、休止の届出をする場合において虚偽の届出をした者は５万円以下の過料が科されます。

② 指定採水員の指定要綱について等（講師：栃木県浄化槽協会）

Q. 採水時試料を容器で直接採取することですが、器具を共洗いするとあるので、安全衛生上直接採取は避けた方が良いのでは？

Q. 容器で直接採取はしないで必ずスポイト採取すると以前講習会で話があったと思うが。

A. JIS K 0094（1994 工業用水・工場排水）の定めにより、可能な限り容器で直接採取することとしております。

しかしながら、安全衛生上の問題やスカムが多量にあるなど容器による直接の採取が難しい場合については、注射器型採水器具等を使用して採水をお願いいたします。

なお、その際には、容器はもちろんのこと、採水器具についても共洗いの実施を併せてお願いいたします。

Q. 速やかな試料の搬入の詳細（具体的な時間や日数）

A. 環境省による通知の中で 【BOD 試料は 9 時間以内に試験することが望ましい】とされております。

（平成 7 年 6 月 20 日交付 衛浄 34 号 「浄化槽法第 7 条及び 11 条に基づく浄化槽の水質に関する検査の検査内容及び方法、検査票、検査結果の判定等について」）

Q. 計量証明書は、今後 1 枚になるが、会社保管？お客様保管？保管するときコピーして両方もつのか？

A. 昨今の社会情勢（用紙及び輸送コストの高騰等）を鑑み計量証明書の発行枚数を 1 枚に統一することといたしました。

協会を経て指定採水員の所属する事業所に提供している計量証明書については、採水した試料の分析結果を提携計量証明事業所が証明する書類であり、11 条検査結果書に添付する必要はありません。

このため、各事業所にて保管いただきたいと思いますと考えておりますが、浄化槽管理者にお渡しするかの判断は指定採水員（各事業所）にお任せいたします。

Q. 環境計量証明事業所での検査料金の値上げは検討していますか？

A. 昨今の物価上昇等により検査に係る費用にも大きく影響がみられることから、分析費用を含めた検査料金の改定を検討しております。

Q. 管理者に対して、水質検査の必要性の認知・理解アピールが少ない、物足りないような気がする。保守点検業者だけでは力不足！浄化槽協会、行政から管理者への周知が必要だと思う。

A. 現在、当協会においては、市町と連携し、11条検査未受検の方に対して適正な維持管理の必要性についての通知を送付しております。

(R5：14市町・約6,500通、R6：10市町・約8,000通)

また、ホームページでの啓発や市町広報誌への記事掲載、浄化槽の日を中心とした新聞、ラジオ等での啓発などを様々なチャンネルにより、理解促進を行っておりますがまだまだ不十分な面も見られます。今後も、浄化槽管理者に身近な保守点検業者の協力を得ながら、市町・協会が一体となって浄化槽の適正な維持管理推進に向けて取り組んで参ります。

Q. (通報)第8条について(テキスト17ページ「11条検査のための水質検査試料採取要領」)

採水の際に浄化槽に漏水が生じていた場合、採水不可能の時の報告書記載の仕方と、通報の具体的方法を知りたい。初期の合併処理浄化槽の耐用年数(20～25年)を経過するものが目立ち、不具合(仕切板破損、ろ材の脱落等)が多く見られる。

A. 【漏水について】

浄化槽において採水不可能なほどの漏水が認められる場合には、地域環境へ悪影響を及ぼしている程度を確認する観点から、できる限り処理が進んだ位置で採水いただきたいと思います。

(例1：沈殿槽で漏水(採水不可能)の場合、ばっ気槽で採水)

(例2：ばっ気槽で漏水(採水不可能)の場合、沈殿分離槽で採水)

また、この時、分析(測定)依頼書兼現場検査報告書については、外観上の異常の有無の【有】に丸を付けてください。

(講習会でも説明のとおり、外観上の異常が有となっても、総合判定は不適正となりません。)

【通報について】

指定採水員として、採水の際に浄化槽の構造又は処理機能について異常を発見した場合には、浄化槽管理者、保守点検業者、当協会及び行政(市町)に通報を行ってください。

当協会に対しては、電話、FAX、メール等にてご連絡ください。
なお、行政(市町)への通報に当たっては、書面による報告を求められることも考えられますのでご協力の程宜しくお願いいたします。

(通報)

第8条 指定採水員が採水に際し、当該浄化槽の構造又は処理機能について異常を発見したときは直ちに関係者に通報しなければならない。

Q. 下水と同様に消毒後の BOD に変更する検討はしているのでしょうか？

A. 現在のところ、検討しておりません。
今後の国の動向などを見ながら、必要に応じて検討して参ります。

Q. 栃木方式と他の地域の違いを教えてください。

A. 栃木方式とは、効率化検査及び指定採水員制度の導入を行った栃木県独自の 11 条検査の方式です。

なお、他県においても同様の取り組みがなされておりますが、指定採水員による採水は浄化槽の人槽を限定するなど、他県と本県の大きな違いは【すべての浄化槽を対象】としている点が挙げられます。

※ 効率化検査：11 条検査の水質検査項目に BOD 値を加えることにより、外観検査項目の良否がある程度推定できることから、これらの項目を一部軽減する検査方法

※ 採水員制度：検査の効率化のため、指定検査機関から指定を受けた検査員以外の者が BOD 検体の採水などを行う制度